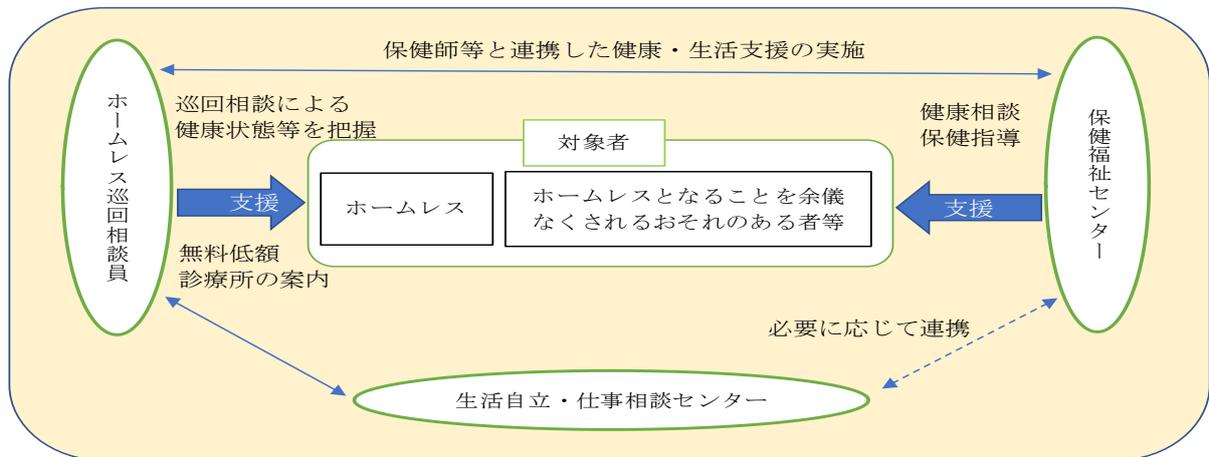


千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画における重点的支援

1 健康支援

ホームレス等への支援では、ホームレス等の健康状態の把握、個々の状況に応じた健康相談及び保健指導等の実施により、ホームレス等の健康状況を改善していく必要があります。ホームレスの中には、就労したいと考えている者もありますが、病気を理由に就労できない等適切な健康・医療支援を受けることが必要な者もいるため、疾病の予防、検査、治療等ができる体制を構築することが大切です。このため、令和3年度以降に、ホームレス巡回相談員が巡回相談を行う際に、保健福祉センターの保健師等と連携した健康相談等を実施することや無料低額診療事業等の案内を実施する方向で進めます。

<健康支援のイメージ図>



2 居住支援

ホームレス巡回相談員は、ホームレス等に対して、まずは緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促し、居住環境や生活環境を整える支援を行います。

ホームレス巡回相談員は、一時的な居住場所を確保した後は、生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会と連携し、ホームレス等が低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や養護老人ホーム等の老人福祉施設等の情報を得られるよう連携しながら支援を実施し、安定した居住場所が確保できるよう支援を行います。

<居住支援のイメージ図>

